

下呂市要電源重度障がい児者災害時等 非常用電源装置等購入費補助金のご案内

人工呼吸器等の電源が必要な医療機器を使用する在宅の障がい児者が、災害による停電時等でも安心して日常生活を送ることができるよう非常用電源装置等の購入費用を補助します。

1. 対象者について

下呂市の住民基本台帳に記載され、在宅生活を送っている方で次のいずれかに該当し、個別避難計画を策定している方

- (1) 呼吸器機能障がいの身体障害者手帳の交付を受けている方
- (2) 生命・身体機能の維持に必要な医療機器のうち電源を必要とするものを使用していることを医師が証明できる方

※医療機関等に入院中又は障がい者施設等に入所中の方は対象外です。

※岐阜県要電源重度障がい児者災害時等非常用電源整備事業費補助金交付要綱に基づく助成を受けたことがある方は対象外です。

2. 補助内容について

補助金の対象となる経費（補助対象経費）は、非常用電源装置等の購入に要する額（消費税込）と表1に定める基準額のいずれか少ない方の額となります。また補助金の額は補助対象経費から表2に規定する自己負担額を控除した額となり、補助金の交付回数は表1の非常用電源装置等の種類に掲げる区分ごとに、それぞれ補助対象者1人につき1回まで補助します。

また、自己負担上限額の決定のために用いる世帯範囲は表3のとおりです。

【表1】

非常用電源装置等の種類	性能要件	基準額（1個当たり）
正弦波インバーター 発電機	障がい者等又は介助者が容易に使用可能なガソリン又はガスボンベ等で作動する正弦波インバーター発電機のうち、定格出力が850VA以上のもの	120,000円
ポータブル蓄電池	障がい者等又は介助者が容易に使用及び運搬可能な蓄電機能を有する正弦波交流出力の電源装置のうち、定格出力が300W以上のもの	60,000円
DC/ACインバーター (カーインバーター)	障がい者等又は介助者が容易に使用可能な自動車用バッテリー等の直流電源(DC)を正弦波交流電源(AC)に変換する装置のうち、定格出力が300W以上のもの	30,000円

※非常用電源装置等は、上記の性能要件を必ず満たしたものである必要があります。

※非常用電源装置等の維持に要する経費（ガソリン、カセットボンベ、エンジンオイル等の購入費を含む点検、整備費用等）は補助対象外です。

※擬似正弦波（矩形波及び補正弦波を含む。）の製品、電気用品安全法第10条第1項に規定する表示（PSEマーク）が付されていない製品及び日本語（非常用電源装置等の使用者の言語が外国語の場合はその言語）の取扱説明書がない製品は補助対象外です。

【表 2】

所得区分	費用の額
市町村民税課税世帯	補助対象経費の1割
市町村民税非課税世帯	0円
生活保護受給世帯等	0円

※補助対象経費の1割に1円未満の端数が生じる場合は切捨てになります。

【表 3】

年齢区分	世帯の範囲
18歳未満	保護者及び保護者と同一の世帯（住民基本台帳法による世帯）に属する者。
18歳以上	本人及び本人と同一の世帯に属するその配偶者。

3. 申請方法について

補助金の交付を受けるためには、非常用電源装置等を購入する前に申請書をご提出ください。市の補助金交付決定前に非常用電源装置等を購入した場合は、補助の対象となりません。

申請に必要な書類は下記のとおりです。

下呂市要電源重度障がい児者災害時等非常用電源装置等購入費補助金交付申請書（様式第1号）

非常用電源装置等購入費の見積書

非常用電源装置等の詳細を確認できる資料（カタログなど）

呼吸器機能障がいの身体障害者手帳の交付を受けている方は、身体障害者手帳の写し

呼吸器機能障がいの身体障害者手帳の交付を受けていない方は、医師が作成した非常用電源装置等使用証明書（様式第2号）

※医師による証明書の発行には文書料が必要になる場合がありますので医療機関へお問い合わせください。文書料金はご本人様負担となり補助金の対象外です。

個別避難計画 別紙様式に非常用電源装置等を必要とする方の避難計画について詳しくご記入ください。

申請書類の提出は福祉部社会福祉課（星雲会館1階）若しくはお近くの振興事務所（下呂地域の方は下呂庁舎1階市民サービス課）までご提出ください。

【お問い合わせ先】

下呂市役所 福祉部 社会福祉課
〒509-2517

下呂市萩原町萩原 1166 番地 8

TEL 0576-52-3936（直通）

FAX 0576-52-3915

E-mail fukushika@city.gero.lg.jp